

区分	その他
----	-----

案件概要

資料 1

共 通	
件名	青海フロンティアビル賃貸借契約
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	特命随意契約
内 容	
デフリンピック準備運営本部において、大会期間前後の各競技会場等の運営に必要な荷物置き場・仕分け作業の場所として、株式会社東京テレポートセンターと賃貸借契約（建物名：青海フロンティアビル）を締結するものである。 （賃借理由） デフリンピック大会期間前後の各競技会場の運営に必要な荷物置き場・仕分け作業等のスペースを確保する必要があるため	
調達方式が競争入札以外の場合の理由	
＜特命理由＞ 不動産（建物）の賃借であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準じ特命随意契約とする。 ※地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約） 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 二 <u>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</u>	
契約締結前付議理由	
付議基準	
入札・契約手続き等確認結果	
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部総務・人事グループ

契約・調達案件 個別確認表（契約手続実施前）

案件名	青海フロンティアビル賃貸借契約
調達方式	特命随意契約

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	● 本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	● 本案件は、2025年デフリンピック大会の準備・運営におけるデフリンピック準備運営本部の賃貸借に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ● デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	● 業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ● 業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	● 2025年デフリンピック大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	● 定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	● 大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	● 競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

案 件 概 要

資料 2

実施前（募集概要）		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について	
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
内 容		
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。		
1 協賛カテゴリ		
(1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 1億円（相当）以上		
・ 5,000万円（相当）以上		
・ 1,000万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
(2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定		
・ 300万円（相当）以上		
・ 100万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）以上		
・ 50万円（相当）未満		
(3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定		
・ 1万円以上		
2 募集期間		
要綱施行日から令和7年9月30日まで		
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等		
4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断		
(1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの		
(2) 暴力団又は暴力団員等であること		
(3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること		
(4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること		
(5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること		
申込後締結前		
対象期間	令和7年3月19日から同月31日まで申込分⑤及び令和7年5月29日から同年6月9日まで申込分	
協賛申込内容確認結果等		
申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。		
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ	

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 6 / 17 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約締結前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年3月19日から同月31日まで申込分⑤及び令和7年5月29日から同年6月9日まで申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	● 申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	● デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	● 協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。 ● その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	

案 件 概 要

資料 3

実施前（募集概要）		
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について	
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
内 容		
東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。		
1 協賛カテゴリ		
（1）東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 1億円（相当）以上 ・ 5,000万円（相当）以上 ・ 1,000万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上		
（2）東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定 ・ 300万円（相当）以上 ・ 100万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）以上 ・ 50万円（相当）未満		
（3）東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業 以下1区分を設定 ・ 1万円以上		
2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで		
3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛企業の広告掲出等 呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等		
4 受入条件等 以下の条件に該当しないかを判断 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの （2）暴力団又は暴力団員等であること （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること		
契約変更前		
対象期間	令和7年5月29日から同年6月9日まで変更申込分	
変更申込内容確認結果等		
申込者について、変更申込時点において「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であることを確認した。		
所管部署	東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部総務部連携推進グループ	

変更申込についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査（確認）者
変更申込時点の 協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 （1）特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 （2）暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）であること。 （3）たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 （4）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 （5）デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 6 / 17 財務契約検討会	財務契約検討会 （委員長） 総務部 板倉シニアマネージャー （委員） 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ 樋渡マネージャー

収入案件 個別確認表（契約変更前）

案件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について
本個別確認表の対象案件	令和7年5月29日から同年6月9日まで変更申込分

確認の視点	確認内容	備 考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	●申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込であること	●デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	●協賛の内容が公費軽減等の効果を与えるものと認められることを確認した。 ●その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	

「エンブレム等の使用及び協賛企業の広告掲出等」一覧

カテゴリ		トータルサポートメンバー (全体支援)				ゲームズサポートメンバー (競技支援)				みるTech サポート メンバー	備考
区分 (協賛額・相当額)		1億円 以上	5,000万円 以上	1,000万円 以上	100万円 以上	300万円 以上	100万円 以上	50万円 以上	50万円 未満	1万円 以上	
呼称・ エンブレム使用	大会呼称等使用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	東京大会エンブレム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	デフリンピックマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
企業名・ロゴ等 掲載	大会HPロゴ掲載・リンク設定 (東京2025デフリンピック)	特大	特大	大	中	中	中	小	企業名のみ	－	
	各事業PRフライヤー	特大	特大	大	中	中	中	小	企業名のみ	－	
	その他印刷配布物	特大	特大	大	中	－	－	－	－	－	
	開閉会式場スポンサーボード等	特大	特大	大	中	－	－	－	－	－	
	競技会場スポンサーボード等 (指定競技会場)	特大	特大	大	中	大	大	中	企業名のみ	－	
	競技会場スポンサーボード等 (指定競技会場以外)	特大	特大	大	中	－	－	－	－	－	
	デフリンピックスクエア スポンサーボード等	特大	特大	大	中	－	－	－	－	－	
	競技会場装飾 (のぼり等)	○	○	－	－	○	－	－	－	－	
	競技ゼッケン	○	－	－	－	－	－	－	－	－	競技特性により掲載できない競技もある。
	ID・ランヤード	○	－	－	－	－	－	－	－	－	
	会見バックボード	特大	特大	大	中	－	－	－	－	－	
	指定物品等	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
企業広告掲載	競技観戦ガイド (概要版)	見開き 2ページ	見開き 2ページ	見開き 2ページ	1 ページ	－	－	－	－	－	
	競技観戦ガイド (デジタル版)	見開き 2ページ	見開き 2ページ	1 ページ	1 ページ	1 ページ	1 ページ	1/2ページ	企業名のみ	－	
	競技会場内大型ビジョン	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
フライヤー・ 試供品配布 (事業団実施)	開閉会式場	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
	指定競技会場	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
	その他競技会場	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
	デフリンピックスクエア	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
ブース出展	開閉会式場	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
	指定競技会場	○	○	○	○	○	○	○	○	－	
	その他競技会場等	○	○	○	○	－	－	－	－	－	
	デフリンピックスクエア	○	○	○	○	－	－	－	－	○*	*みるTechのみ
大会サポート スタッフ	指定競技会場	○	○	○	○	○	○	○	－	－	競技特性により、活動できない競技会場がある。
観客席 優先確保	開閉会式場	○	○	○	○	○	○	－	－	－	
	競技会場	○	○	○	○	○	○	－	－	－	競技特性に応じて観客席を確保できない場合がある。
メディアエリア	メディアエリアへの立ち入り可能ア ク্রেディ付与	○	○	○	○	○	○	○	○	－	

※複数のカテゴリで協賛申込をした場合、特典の付与は一つのみとなる。

※印刷物や制作物は、当該印刷物等の発注前に契約締結した企業のロゴ等を掲載する。

また、印刷物への企業名等記載については、スペースの関係から東京2025デフリンピック情報サイトの二次元コード掲載とさせていただく場合がある。

※大会サポートスタッフや観客席優先確保は、数に限りがある。

※各種協賛特典は、「呼称・エンブレム使用」みるTechでの「ブース出展」を除き、原則として令和7年6月30日までに協賛申込をした企業に付与する。

*東京都との共催事業により技術展示やPRを行うゾーンへの出展を想定している。

具体的には、国籍や障害にかかわらずスムーズなコミュニケーションを実現するデジタル技術や、デフリンピックスクエアに滞在する選手が楽しめる体験型の機器の展示を行うことを想定しており、展示スペースの規模・内容等については、協賛内容に関わらず、取組の趣旨を踏まえて決定する。

また、これらに合致しない場合には、出展ができない場合がある。